

28教高第280号
28教特第107号
28教職第96号
平成28年7月19日

各県立学校長 様

高校教育課長
(公印省略)
特別支援教育室長
(公印省略)
教職員課長
(公印省略)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する長崎県立学校教職員
対応要領の制定について(通知)

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する長崎県立学校教職員対応要領」を策定し、平成28年7月19日から適用することとしました。

障害を理由とする差別はあってはならないことであり、全ての教職員が職務を行う上で、このことを深く認識し、その防止に努めるとともに、障害の有無に関係なく、お互いに尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けて努めるよう指導の徹底をお願いします。

記

送付物

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する長崎県立学校教職員対応要領
- 2 (別紙)参考資料

特別支援教育室：近藤
TEL：095-894-3402
FAX：095-894-3476
Email: ryo-kondo@pref.nagasaki.lg.jp